

秦野市役所本庁舎耐震改修事業に係る企画提案型事業審査会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和 33 年秦野市条例第 6 号）第 2 条の規定により設置される本庁舎耐震改修事業の受託事業者の選定のための企画提案型事業審査会の名称、組織及び運営について必要な事項を定める。

(名称)

第 2 条 企画提案型事業審査会の名称は、秦野市役所本庁舎耐震改修事業に係る企画提案型事業審査会（以下「審査会」という。）とする。

(委員)

第 3 条 審査会は、7 名の委員により組織する。

2 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 耐震について専門的な知識を有する実務経験者
- (3) 市長が指名する職員

(会長及び副会長)

第 4 条 審査会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 会議は、非公開とする。

(議事録の作成)

第7条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、財産管理主管課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この規則は、受託事業者を選定した日限り、その効力を失う。